

第三次川越市生涯スポーツ振興計画策定支援業務委託仕様書

1 委託業務名

第三次川越市生涯スポーツ振興計画策定支援業務委託

2 委託期間

契約締結の日から令和4年2月25日（金）まで

3 事業の目的

平成23年度を初年度とする第二次川越市生涯スポーツ振興計画の期間満了を令和3年度に控え、令和4年度から令和12年度までの第三次川越市生涯スポーツ振興計画の策定に向けて、スポーツをめぐる社会的要請や時代状況が著しく変化をしたことにより、策定支援業務を知識、技術、経験を有する事業者に委託する。

4 委託業務内容

(1) 計画策定支援業務

① 上位・関連計画の整理

本計画策定に係る上位・関連計画（スポーツ基本計画（文部科学省）、埼玉県スポーツ推進計画（埼玉県）、川越市総合計画等）を整理し、本計画の意義や役割等を明確にすること。

② 社会的動向の整理

- ・人口減少、超高齢化社会の進展、ライフスタイルの変化など、スポーツを取り巻く現況について整理すること。
- ・スポーツ振興、スポーツを活かした国及び県等の動向を整理すること。

③ 現状把握及び課題抽出

- ・本市スポーツに関する取組状況（市民のスポーツ活動、競技スポーツの現状、スポーツ振興に関する各種事業等）を整理すること。
- ・上記で収集・整理した情報を分析し、スポーツ振興に向けた課題等を抽出すること。

④ 振興計画案の作成

- ・前項までに整理した内容を踏まえ、本市スポーツ振興の目指すべき方向性、基本的な方針及び施策等を検討すること。
- ・各分野で柱となる主要項目について、数値目標の設定も含めて検討すること。

・本計画を推進するための振興体制と役割、計画の検証及び評価方法について検討すること。

(2) 計画策定に係る審議会等運営支援

① 川越市スポーツ推進審議会の運営支援

・本計画策定に向けた川越市スポーツ推進審議会の運営を支援すること（4回程度予定）。
・受注者の業務内容は、会議に参加し、資料作成、資料説明、協議事項に関する助言、議事録作成等とする。（書面会議になる場合もある）

※川越市スポーツ推進審議会は外部委員で構成される市の附属機関であり、委員の選定及び委嘱は市が行う。また、委員報酬及び費用弁償は別予算で市が支出する。

② 庁内会議の開催支援

・本計画の関係部署を招集した2つの庁内会議（各部長と各課担当者）の開催を支援すること（4回程度予定）

・受託者の業務内容は、会議に参加し、資料作成、資料説明、協議事項に関する助言、議事録作成等とする。（書面会議になる場合もある）

※会議参加者は関係部署の職員を想定しており、謝金・費用弁償等の費用は要しない。

(3) パブリックコメントの実施支援

本計画について、広く住民から意見、情報及び専門的な知識の提出を受けるため、パブリックコメントを実施することとし、受託者はその実施を支援（資料作成、意見取りまとめ等）すること。

5 事業費限度額

2,800,000円（消費税及び地方消費税含む）

6 成果物の納入

(ア) 振興計画（印刷・簡易ホチキス綴じ製本）10部（フルカラー）

(イ) 振興計画概要版（印刷・簡易ホチキス綴じ製本）10部（フルカラー）

(ウ) 各種引用データ及び集計データの成果物1式

(エ) 上記(ア)～(ウ)のデジタルデータCD-ROM1枚

※(ア)(イ)の最終版の印刷・製本は、発注者が行う。

7 成果物についての注意事項

(1) 成果物（電子情報）はマイクロソフト社WORD及びEXCELで編集可能な電子媒体とし、そのバージョンについては、発注者と協議の上決定する。

- (2) 本業務で得られた成果物の著作権は、ホームページに掲載することも含め、川越市に帰属する。
- (3) 報告書に使用する用紙については、グリーン購入法（国等による環境物品等の調達に関する法律）に基づく基本方針の判断の基準をみたすものとする。

8 その他特記事項

- (1) 受注者は、業務の詳細、日程の管理等について発注者と十分な打ち合わせを行うこと。また、業務遂行中も必要に応じて来庁し、打ち合わせを行うこと。
- (2) 受注者は、本業務の全部を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。また、本業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとする場合は、あらかじめ、書面にて発注者の承諾を得なければならない。
- (3) 今後、新たに国や県から計画策定に関する指針等が示された場合には、当該指針等を踏まえた内容とする。
- (4) 業務完了後、明らかに受注者の責による成果物の瑕疵が発見された場合は、発注者の指示により、受注者の負担において、これを是正するものとする。
- (5) 本業務において使用又は作成した成果物等は、すべて発注者に帰属するものとし、受注者は発注者の許可なく使用、複製及び流用してはならない。
- (7) 発注者は、関係者のプライバシー保護に万全を期すとともに、本委託の内容及び関連資料の内容を他に漏らし、若しくは本委託の目的外に使用してはならない。
- (8) 個人情報については、川越市個人情報保護条例の規定に従い、適正に取り扱うこと。
- (9) 本仕様書について定めのない事項、疑義が生じた場合、又は本業務履行上必要な基本事項に変更の必要が認められた場合は、発注者・受注者双方で協議の上決定するものとする。

9 提案にあたっての留意事項

- (1) 本仕様書に記載する業務内容は、企画提案のために設定したものであり、実際の委託契約の仕様書とは異なる場合がある。
- (2) 本仕様書に記載する業務内容については、実施段階において、予算や諸事情により変更することがある。

10 担当部署

川越市文化スポーツ部 スポーツ振興課

(担当者：紺野、小泉)

所在地：埼玉県川越市元町 1-3-1 〒350-8601

電話：049-224-6094（直通）

E-mail：sportsshinko@city.kawagoe.saitama.jp